

# ハクティビズムにおける正当性と正統性の問題

——ウィキリークス, ビットコインを事例に——

塚 越 健 司

## **Problems of Justness and Legitimacy in Hactivism: Case of Wikileaks and Bitcoin**

TSUKAGOSHI Kenji

In this paper, we consider the activities of hacker's social movement through the history of hacker culture and philosophy in modern times. Some social movements of contemporary hackers are called hactivism, but if hactivism aims for social reform, people's support needs to be acquired it. Therefore, this paper considers the principle of winning the trust of citizens from the viewpoint of "justness and legitimacy" according to the theory of Giddens and Max Weber. Furthermore, through consideration of Wikileaks and bitcoin, we point out that there are many problems in hactivism.

キーワード：ハッカー, ハクティビズム, 正当性, 正統性, ウィキリークス, ビットコイン

本稿の目的は、ハッカー文化・思想の影響から生じたハクティビズムを、正当性と正統性の観点から考察するものである。現代におけるハッカーという存在を一括りに定義することは困難となりつつあるが、少なくともプログラミングによるシステム構築に強い興味関心を持つという点に関しては、多くの同意を得ることができるだろう。ハッカーは今も昔も、プログラミングによってシステムの合理的な変革を望む。本稿はまた多様なハッカーの活動をいくつかに類型化することでその特徴をあぶり出し、ハッカーの多様性と同一性に言及する。

ハッカーはシステムの改善行為によって社会システムそのものの改良を目的とするが、他方で詳細な技術を知ることのない一般市民にとって、純粋なシステムのみを信頼することは困難である。故に、システムを拡大するためには技術だけでなく多様な要素が不可欠であることを、本稿は「正当性と正統性」の差異に着目しながら検討する。

そこでまず、ハッカーの定義やその歴史について概観する。次にハッカーの社会運動をハクティビズムの観点から、いくつかの事例を検討する。最後に、内容の正当性と手続きの正統性

の視点から分析することで、ハクティビズムが孕む諸問題について議論したい。

## 1. ハッカーとその思想

### 1-1. ハッカーとハッカー倫理

ハッカーの歴史について説明したい。ハッカーの起源は1950年代後半、アメリカはMIT（マサチューセッツ工科大学）の鉄道模型クラブから生じた。鉄道模型がどの道筋で動くか、どのようなスイッチングを行えばより合理的な作動が可能であるかなど、試行錯誤を繰り返した学生たちがやがてコンピュータに夢中になっていった。鉄道模型の回路を改善する中で、単に合理的な改善というだけでなく、それ自体に喜びを感じさせるような行為や作品は「ハック」と呼ばれた。

ハックとは、それまでの複雑な手間を半分にしても作動するような合理的改善であったり、少しの手間で最大の効率をもたらすような技術改革に対してもたらされる、驚きと賞賛に値するような行為に対して用いられたものだった。これは単なる合理的改善ではなく、行為そのものが素晴らしいと思えるような、ひらめきや着想、その実践が不可欠な行為だったのである。

故に、既存の技術を別の視点から他のものに接続させることで新しい価値を生み出すような行為は、ハックと呼ぶにふさわしい。例えばアップルが2007年に発売した初代iPhoneは、電話と携帯音楽プレーヤーとネット接続を一緒にするといった合理性に、それらの組み合わせという発想そのものに賞賛の声が寄せられた。iPhoneがその後のスマートフォン社会の先駆けとなり、今やスマートフォンが社会において不可欠なツールとなった現在からみれば、アップル、そして当時CEOであったスティーブ・ジョブズは社会を「ハックした」と言えるだろう。

ハックとはそのような合理的な改善行為と、そこに既存の概念にとらわれないひらめきを足した、今で言うイノベーションに近い概念であった。またハッカーの利用するツールは、必ずしも新しいものとは限らない。既存技術の組み合わせによって新しいアイデアを現実のものにするということは、ハックは多額の資本を導入しなければならないようなものではなく、誰でも自分の技術によって実践可能なものであることも重要な点である。これは後述するウィキリークスやビットコインなど、大規模な資本を必要とせず、既存技術を新たに組み合わせることでシステムを創造するハッカーの活動に特徴的なものである。

このように、現在でこそハックはハッキングと呼ばれコンピュータ犯罪者といった意味で用いられることが多くなったが、当初はそのような行為として捉えられているわけではなかった。とはいえ、反権威主義や情報共有の思想など、当初から共有されていた点も多く存在する。

例えば1950年代後半、当時超高級品だったコンピュータは、一部の有力大学の学生のみが使用することを許された代物だった。ただし使用時間は限られており、コンピュータを最大限利用しようと欲した学生たちは、プログラムの動作を短くしたり、面白いものをつくりだすのに

努力を惜しまなかった。ハックとはそうした時代に、コミュニティに貢献した者に用いられた言葉でもあった。

彼らのハックは何もコンピュータを1からつくることではなかった（パーソナルコンピュータの登場は後の1970年代のことだ）。あくまでコンピュータでできることの可能性を広げ、新しい機能を追加することであり、そうした積み重ねの中でいくつかのルールが暗黙知として共有されはじめた。

100人以上のハッカーにインタビューしたジャーナリストのステイブン・レビーが1984年に出版した『ハッカーズ』によれば、ハッカーにはいくつかの共通した「倫理」が見いだせるという。中でも重要なものは以下のものだ。

- ①コンピュータへのアクセス、加えて、何であれ、世界の機能の仕方について教えてくれるものへのアクセスは無制限かつ全面的でなければならない。実地体験の要求を決して拒んではならない！
- ②情報はすべて自由に利用できなければならない。
- ③権威を信用するな——反中央集権を進めよう<sup>1)</sup>。

イノベーションを起こすために、何よりその行為自体に快感を感じていたハッカーにとっては、当時のコンピュータの利用時間に関する国家や官僚の縦割り行政は多くの不満をもたらすものだった。彼らは新しいもの、とりわけコンピュータの可能性を拡大するのに邪魔な官僚制や中央集権体制を批判し、規制のルールにとらわれることなく情報の自由な共有などを求めた。

これらハッカー倫理は、レビー等によって集団として認知されることで、ハッカーという存在を自己認知化させていく。またその後のヴェトナム反戦運動などを通して次第に政治化しはじめたハッカーたちは、自らが社会という「システム」を改善するために動き出していく。そのための思想的基盤となっていたのが「ハッカー倫理」だったのである。

## 1-2. 暗号規制とPGP

次に、ハッカーが社会運動へと傾斜する契機でもある、暗号運動について議論する。1960年代に入ると宇宙開発に伴うロケットの操作にコンピュータは欠かせない存在となった。ロケット操作技術はミサイルの操作に転用され、ソ連に近い西海岸に基地が増設されたことからコンピュータ開発も西海岸に予算が過ぎ込まれていく。これに伴い、主に東海岸で生じたハッカー文化は西海岸へと移動し、新たな文化を築きはじめた。ハッカーはこの頃から多様性をもち始めるが、西海岸ハッカーはその後1975年まで続くヴェトナム反戦運動などの影響を強く受け、コンピュータによって社会を改善するための運動を行っていく。その一部は、すべての人がコンピュータを用いるための「パーソナルコンピュータ＝パソコン」の開発動機にも影響を与える一方、より政治的な反政府活動にコンピュータを用いるものもあった。

中でも興味深いのは、暗号に関するハッカーたちの抵抗運動である。1970年代後半、パソコンが個人にも普及しはじめると、諸個人の交流のために暗号が必要不可欠なものとなっていった。巨大コンピュータで情報共有を行っていた頃とは異なり、個人に留めておく情報が増加し、また多様な交流が生まれたことで秘密にすべきプライバシーが論じられるようになった。

ハッカー倫理に反するかとも思われるプライバシーだが、国家権力の非介入や情報のスムーズな交流という観点からすれば、むしろ適切なプライバシーは尊重されるべき、と考えたハッカーは多かった。

他方、当時通信傍受といった海外の諜報活動などのためにコンピュータの暗号解読を行っていたアメリカ政府からすれば、暗号技術が民間で高度になることは、敵国のゲリラ組織の通信が高度になることであり、それらは政府の活動を妨害することと同義であった。そこで政府は民間の暗号レベルに制限をかけようとするが、ハッカーはそれらに反対し、逆に暗号技術の向上を図っていった。

暗号技術の向上は、個人のプライバシーだけでなく、抑圧的な国家体制において活動する人々の通信手段を保証するものである。フィリップ・ジーママン（1954～、通称フィル・ジーママン）は当初政治には無関心なエンジニアだったが、ヴェトナム反戦運動や平和運動に刺激され、平和のために暗号ソフトの作成を決意する。独学で暗号を学んだ彼は、1人で「PGP（プリティー・グッド・プライバシー）」という暗号ソフトを完成させた。

彼がPGPに関するライセンス交渉をしている最中の1991年、テロ対策法案「上院法案266」が法案として提出された。法案は通信データの暗号化を実質的に禁止するものであった。このまま法案が通過すればPGPが違法になると危惧したジーママンは、当時商用利用が開始されたインターネット上にPGPをアップロードした。またたく間に世界中に拡散されたPGPの影響もあり、上述の法案は破棄された。

暗号という高度な技術を海外に放流したことが不正輸出に問われ、FBIやNSA（米国家安全保障局）の捜査対象になったジーママンは、3年間もの間政府の監視下に置かれた。だがその間、彼を支援する弁護士やMITの影響もあり、ジーママンは1996年に無罪が確定している。PGPはその後様々な問題から使えなくなったが、PGPの思想に基づく暗号ソフトが生まれ、現在も暗号は民間においても重要な位置を占めている<sup>2)</sup>。

PGPは個人が国家に抵抗したハッカーの社会運動として重要な意味を持つ。PGPのようなプログラムを通じて社会システムに変革をもたらす活動は現在、「ハクティビズム」と呼ばれている。ジーママンはシステムによる社会改革を実践したのである。

### 1-3. サイバースペース独立宣言——ハッカー思想の中核原理

1990年代はインターネットが徐々に普及しはじめるとともに、コンピュータやインターネッ

トが一部のコンピュータ好きやハッカーの占有物ではなくなっていった時代でもある。パソコンは家庭に1台、常時接続といったサービスも一部登場していた時代である。

アメリカ政府はネットの規制強化を目指したが、中でも1996年に改正された米電気通信法の一部として成立した、通信品位法（Communications Decency Act）は大きな議論を呼んだ。通信品位法は、インターネット上の「わいせつなobscene」あるいは「下品なindecent」ものを取り締まることが目的とされ、それらの表現を作成、伝送することを禁じた法律である。

無論これらの表現は解釈の幅が広く、強制捜査のための口実をつくるといった、政府の恣意的な介入を許す余地を残したために、市民団体などから批判が生じた。結局同法は言論の自由に反するとして1997年に最高裁判所で違憲判決が下されている。

重要なのは、当時のハッカーたちがこの事態をどのように受け止めたかにある。ヴェトナム反戦運動の時代、ヒッピーに熱狂的な支持を得ていたロックバンド「グレイトフル・デッド」の作詞家としても有名なジョン・ペリー・バーロウ（1947～）は、通信品位法が可決された当時「サイバースペース独立宣言」を発表。この宣言は、当時のハッカーたちの考えを的確に示している。

情報社会の市民的権利を擁護する非営利組織「電子フロンティア財団、Electronic Frontier Foundation:EFF」の設立メンバーでもあるバーロウは、作詞家であると同時にやくからハッカー文化にも接触してきた人物である。バーロウは宣言の中で、かつてイギリスの植民地であったアメリカがイギリスの介入を拒否したことを模して、アメリカをはじめとする国家権力がサイバースペースに干渉することを拒否している。サイバースペースは精神（mind）で構成された空間であり、ハッカーたちが作りあげてきた空間だというのだ。そこでは肉体を離れた精神や思想の共有が容易に可能であるばかりか国境も存在せず、自由と平等が達成された空間であることが念頭に置かれている。サイバースペースの住人たちは自治を重視し、サイバースペースに対する国家のいかなる介入をも拒絶し、自由と自己責任の世界に生きると宣言するのである<sup>3)</sup>。

1996年当時、まだインターネットは一部の人々の利用にとどまっておき、現在のようなあらゆる市民が利用する公共物としてのインターネットとは異なる存在であり、ある意味で利用者が限定された空間であった。それ故に、ハッカーは自らのハックの腕と、能力を有した技能集団によって守られる自治を主張したのである。この思想はしばしば「サイバーリバタリアニズム」と評され、サイバー空間における自由至上主義が表現されたものと解釈されている<sup>4)</sup>。彼らはプログラミング技術を大衆と共有しようとしてはいるが、一方でその思想は技術至上主義でもあり、平等なサイバー空間においては各自の腕を競う能力主義的な競争空間でもある。その背景には、ハッカーがシステム構築への努力を怠ることのない、プログラミングに対する信頼がある。だが、急速に成長するインターネット空間（サイバースペース）は2000年代に突入

すると、多くの一般市民が「流入」する。多くの市民はプログラミングに関心を持つことはない。故に、サイバースペースはハッカーの技術至上主義とは相反する空間へと変容する。

国家権力を否定しても、市民を否定することのないハッカーは、その後暗号運動といった社会運動を推し進め、サイバースペースから権力を排除するのではなく、むしろ現実空間をハックによって変革する運動を開始する。ジーママンの活動はその第一歩であり、2000年代以降、社会問題をハックによって作りあげたツール、システムが解決するといった、ハッカーの社会運動が本格的に始動する。

## 2. ハッカーと社会運動

### 2-1. ハクティビズムの類型化

次に2000年代以降のハッカーの社会運動について検討する。上述の通り、ハッカーの活動は現実社会に影響を及ぼすための運動へと徐々に変容していった。近年用いられているハッカーの社会運動の呼び名として「ハクティビズム (hacktivism)」が注目されている。ハクティビズムとは「ハック (hack)」と「アクティビズム (積極行動主義ないし政治的行動主義, activism)」をかけた造語であり、主に政治的な意図をもって行われる政治活動のようなものとして捉えられている。

ハクティビズムにもいくつかの分類がなされている。ハクティビズムを研究するアレクサンドラ・サミュエル (Alexsandra, W, Samuel) は、ハクティビズムを「政治的目的遂行における、違法な、もしくは法律的に曖昧なデジタルツールの非暴力的使用」と定義する<sup>5)</sup>。サミュエルはさらにハクティビズムを3つに分類している。以下それらを説明する。

#### ①パフォーマティブハクティビズム (performative hacktivism)。

主に芸術家集団などが行うもので、ウェブサイトなどで批判的な言説を述べたり、アーティスティックな動画を配信するなど、ハクティビズムにおいては穏当な政治運動である。

#### ②ポリティカルクラッキング (political cracking)。

これは違法行為も辞さない、より積極的な政治運動である。国際的抗議集団「アノニマス」などが行うDDoS攻撃 (Distributed Denial of Service attack:分散型サービス拒否攻撃) や、ホームページの改ざん行為、あるいは他者の個人情報盗んでネットに公開するなど、より直接的な抗議を目的とした政治運動である。違法な手段で社会をハックせんとするポリティカルクラッキングの中でも、とりわけ違法性の強い手法は「クラッキングティビズム (cracktivism)」とも呼ばれている。サイバー攻撃には内容によって技術レベルもその効果も異なるが、技術によって社会をハックするという目的は変わらない。ここではまた、システムの改善行為としてのハックには違法手段が用いられることが多く、しかしハックのもうひとつの特徴である、行為それ自体に快楽を得るものであることにも注目すべきである。

とりわけアノニマスは、ISIL（いわゆるイスラム国）などのテロ集団の個人情報情報を公開したりと、積極的な活動を行っている。ポリティカルクラッキングには違法性の強いものほど批判も多いが、他方でこうした活動に傾倒する若者も多い。

### ③ポリティカルコーディング（political coding）

本稿の論旨と強く関係するのが、ポリティカルコーディング戦略である。これはハッカーが作りあげる創造的なツールを用いて、既存の国家政策や法、裁判決定を無効化することで政治制度の変革を促進するものである。

ハッカーの最大の武器はハックの腕であり、それは新しいツールを製作することにある。折しもインターネットの本格的な普及がはじまった90年代末～2000年代は、インターネットに自らが制作したツールを配布する者が数多く登場した。ツールを配布することは、ジーママンがそうであったように、現状に不満のある者がツールの製作＝ハックによって社会を変革するものであった。

例えば1999年、当時15歳の少年だったヨン・レック・ヨハンセン（1983～）がDVD-Videoのアクセスコントロール技術（Content Scramble System）を解除するプログラム「DeCSS」をインターネット上にアップした。当時LinuxをはじめとするオープンソースのOSで商用DVDは鑑賞できなかったため、ヨハンセンは自らプログラムを製作したのだった。彼に政治的な意図はなかったが、これが商用DVDの不正コピーを可能にしたため、2000年にヨハンセンは米映画協会（MPAA）に訴えられた（2004年に無罪が確定）。

あるいは日本でも話題になった、P2P技術を利用したファイル共有ソフト「winny」は記憶に新しい。2002年に配布されたWinnyは、実質的に著作物の無料ダウンロードを可能にしたことから、開発者が2004年に逮捕された（2011年に無罪が確定）。製作者の金子勇（1970～2013）は当時ネット上のハンドルネーム「47氏」の名前で、現行の著作権制度の更新の必要性を訴え、Winnyがそれを促進するものである旨の発言を行っている<sup>6)</sup>。

DeCSSやWinny事件は、ポリティカルコーディングの中でも特にサミュエルが「政策無効化（policy circumvention）」と名付けた戦略に合致する。政策無効化とは、ツールの製作と普及によって、実質的に現行の制度を無効化してしまう戦略を指す。Winny事件では、明確な政治的意図をもってWinnyが製作されたことから、その是非は別にしても、ハックによって世界の実質的なルールの改変を行おうというものであった。そして、このポリティカルコーディング戦略によって世界政治の舞台に一石を投じた団体が現れた。ウィキリークスである。

## 2-2. ウィキリークス

ウィキリークスについて簡単に説明をしよう。ウィキリークスは2006年、オーストラリア人のジュリアン・アサンジ（1971～）を中心に設立された。アサンジ自身、ハッカーとして活動

した過去をもち、とりわけ暗号技術のスペシャリストでもあった。彼は世界中の不正をインターネットで公表するために、匿名化技術などを用いて独自のリーク＝内部告発ツールを構築し、ウィキリークスを設立した。

ウィキリークスへのリークは、ウィキリークス自身も送った人物を特定できないような処理がなされており、情報源が秘匿される。そのため、人々はリークを「安心・安全・手軽」に行うことが可能となり、ウィキリークスに大量のリーク情報が寄せられた。

ウィキリークス最大の功績は、この情報源の秘匿を可能にした「リークツール」の構築にある。ウィキリークスは2010年にアメリカの外交公電約40万件の段階的公開を開始したことで、一気に世界的に注目を浴びる団体となった。その後もウィキリークスは世界中の不正についてリークを継続しているが、リークツールの構築によって、寄付でのみ活動する少数の集団が、世界政治の舞台で一定の影響力を得たことは、驚くべき事象である。彼らの活動はポリティカルコーディング戦略に則ったハクティビズム活動として、最も大きな影響をもつ存在となった。

### 2-3. ビットコイン

潜在的な影響力としてはウィキリークス以上であると思われるのは、ビットコインであろう。ビットコインとは、中央集権型のコンピュータを必要としない、世界中のコンピュータネットワークに支えられた「暗号通貨」を指すが、ビットコイン誕生の背景には、ハッカー思想が大きく影響する。

ビットコインの歴史は2008年11月、暗号システムに関するメーリングリスト（Cryptgraphy）に投稿された「サトシ・ナカモト」という人物の論文にもとづいて作成されたものである。サトシ・ナカモトの正体については現在まで憶測が飛び交い、また自分がサトシ・ナカモトであると主張する人物も現れたが、その真意は不明確なままであり、今後も本物が現れるかどうかもわからない。

とはいえ、サトシ・ナカモトなる人物が構想したビットコインは、P2P技術を用いることで、匿名性を維持したまま第三者を介することなく取引の実践を可能とするものである。その詳細な技術については割愛するが、ビットコインの中核技術である「ブロックチェーン」は、ビジネスをはじめとした様々な業界で注目されており、そのシステムを利用したサービスがこれからの社会で重要な位置を占めるのではないかと期待されている。

一見するとビットコインとハクティビズムの関連性は希薄であるかのようにも思われるが、ビットコイン構想は暗号を用いることで社会変革を目指し、中央集権型の統治を否定し銀行への抵抗として構想されたと解釈できる。ビットコインの発想の背景には、システムの合理的な改善行為であるばかりか、P2P技術など、それ単体としては既存のものを組み合わせた技術である。サトシ・ナカモトの論文に、「信用ではなく、暗号化された証明に基づく電子取引シス



テム<sup>7)</sup>」が必要であるという一節があるように、国家権力によって担保＝信用される既存の通貨ではなく、純粋に優れたシステムによって直接人々をつなげるといふ、思想的な試みであったことが読み取れる。つまりビットコインの構想もまた、ハッカー文化の影響を受けていると推察されるのである。

そしてまたビットコインが既存の国家体制における貨幣制度の変容を（少なくとも実質的に）促進しているのであれば、ビットコインの発明もまたハクティビズムの一種、とりわけポリティカルコーディング戦略の一環として捉えられるのではないか。サトシ・ナカモトがどのような構想を想定したにせよ、ビットコインへは既存の通貨の乗り越え可能性を秘めた、政治的な思考の産物なのである。

### 3. 正当性と正統性

#### 3-1. 正当性と正統性——2つの「せいとう」

ここまで、ハッカーの思想およびその活動について概観してきた。2000年代以降のハッカーは、現実社会に対するより積極的な活動を開始する。それは、「サイバースペース独立宣言」のようにインターネットを外部から遮断するのではなく、積極的な現実社会への関与によって社会改革を实践せんとする発想の転換があった。

ハクティビズムはそれらの歴史を背景に、それぞれ積極的な活動を行うウィキリークスや、システムの誕生そのものが活動になるという意味において消極的な活動を行うビットコインがある。

しかしハクティビズムについて、つまりハッカーの社会運動を我々はどのような視点から考察すべきであろうか。ハクティビズムはしばしば社会の変革を望みツールを製作するが、それによる一般社会への混乱という副作用は、Winnyなどを典型にしばしば確認されている。本稿はそこで、ハクティビズムの解釈枠組みを法学や政治学、社会学の領域で用いられることの多い、「正当性と正統性」の観点から考察する。それを一言で述べるとすれば、システムによる社会改革の正しさを何が担保し、何を契機に人はシステムを全面的に受け入れるかにある。

イギリスの社会学者アンソニー・ギデンズ（1938～）は、近代社会の成立に「信頼」が必要不可欠であると述べる。近代以前の社会は、共同体の構成員がすべて見渡せる、いわば顔見知りの人々で構成された空間である。そこでは顔なじみであることを理由に、他者を信頼せずとも社会的営みが可能な空間が存在した。なぜならば、小規模な社会集団において他者を騙したり泥棒を働けば、即座に犯人は特定され、その者の立場が危うくなるからである。前近代の村落等において家に鍵をかけずとも安全が保証されたのは、信頼ではなく、小集団故に安全が保証されていたからであった。

一方、近代の都市社会においては、人々は隣人の顔すらわからない社会を生きている。にも

かかわらず、我々は誰が送るかわからない郵便システムを無根拠に信頼し、手紙を送る。この場合の信頼とは、ギデンズによれば、システムや他者への直接的な信頼ではなく、一種の信仰のようなものと述べている。「信頼とは、正確には信仰と確信を結びつけるものであり、この働きこそが、「根拠薄弱な帰納的知識」から区別している。「根拠講弱な帰納的知識」とは、その状況についてある程度精通していることで正当化できるような確信である。信頼は《すべて》ある意味で白紙委任状である<sup>8)</sup>」。

目の前の人物に対する評価であれば、直接確認すれば事足りるだろう。それは信頼というより、他者を様々な視点から評価した上での「信用」である。前近代社会のシステムとは、この直接性が信用を可能とし、その信用が所与のものとして位置づけられたものであった。

他方、目にみえないシステムへの信頼は、信仰と同義か、あるいは特定の思想・主義を前提とする。つまり、近代という巨大なシステムが信仰にも似た信頼によって担保されることを前提として、近代社会が成立する。その結果近代社会において我々は、郵便や鉄道、国家システムを暗黙裡に受け入れている。

信用と信頼は、「正当性 (justness)」と「正統性 (legitimacy)」の区別と同義なものと考えられる。「正当性」とは一般に、その内容が正しいか否かを問うものである。裁判において罪を問う時、我々は事実をベースに罪の妥当性を検証し、判断を下していく。いわば正しさ (just) を問う作用であると言える<sup>9)</sup>。

他方「正統性」とは、正当性を問う法システムそのものを信頼できるか否かを問うものである。例えば日本の法制度の中で、不当に逮捕され、これまた不当に有罪にされた者がいるとする。我々は「正当性」の立場から、その裁判の不当さに抗議することが可能である。しかし我々はその際、裁判や日本の法制度そのものを否定しているわけではない。あくまでも法制度という手続きへの信頼をベースに、その枠内における正しさ＝正当性について議論しているのだ。

正統性への信頼を欠いた社会は、革命を典型とする社会体制の抜本的変革を引き起こす。正当性は内容の是非を問うが、正統性は形式における是非を問い、適切な手続きを踏んでいるか、そして法を超えた当該社会の形式そのものを人々が信頼できるかどうかを問う。すなわち正統性とは、国民国家概念をはじめとした近代社会の諸ルールが成立する前提条件と言えるだろう。正当性とは他者を信用する際に用いられるものであり、正統性とは信頼に関わる議論である。

法学者の井上達夫 (1954～) はこれを「二階の公共性」という表現を用いて的確に説明している。井上によれば、「一階の公共性が、我々が各自受容する正義構想に照らして評価する政治的決定の「正当性」の問題だとすれば、二階の公共性は、自己の正義構想に照らして不当とされる政治的決定がそれにも拘わらず「正統性」をもつことの可能根拠の問題である<sup>10)</sup>」。我々が常日頃問うものの大半は、各自の正しさをめぐると判断を問う正当性をめぐるとものである。他方我々は無意識のうちに、この社会が正しいのか、そしてこの社会のルールに自発的に従うべ

きであるか、それが正統なものとして受け入れるかどうかを問うているのである。

### 3-2. 正統性をめぐる諸問題

我々はハッカーでなくとも常に社会において抗議の声を挙げ、社会改革を目指してきた。そこには人々の信頼をベースにした正統性が必要不可欠であることはすでに述べた。社会改革においてはまず、オルタナティブなあり方として提示されたものが「正当性」の観点から論じられる。繰り返せば、正当性とは行為の是非や、その行為を正しさの観点から論じようとする問題設定である。だが他方、正当性を論じる前提条件としての「正統性」は、市民の承認や手続きの適当さが問われる。正統性なき正当性は、いかに正しくとも実際に機能し得ない。正しさだけでなく、市民の信頼が必要不可欠となる。

例えば、「代表なくして課税なし」というスローガンは、当時イギリスの植民地であったアメリカが独立運動をはじめの際に用いられた言葉である。代表を選ぶ権利こそが政府の正統性の根拠であり、権利の不在は人々の政府に対する信頼・承認を不可能なものとした。アメリカ独立運動では、法的な正当性の欠如等が正統性の欠如の連鎖となり、革命への舵がとられた。

また、法を犯してでも正しさを追求するという行動は、インド独立運動の父であるマハトマ・ガンディー（1869～1948）が主導した塩の行進など、非暴力運動などにもみられる。ガンディーの運動もまた、正当性と正統性の両側面に疑義を呈したものであった。これらの運動は現在「市民的不服従」と呼ばれ、法に反していてもなお「正しさ」のための活動が、結果として法手続きや統治機構そのものへの疑義を呈することにより、国家の正統性原理の更新を促す<sup>11)</sup>。

市民的不服従はガンディー以外にも、マーティン・ルーサー・キング牧師（1929～1968）を中心とした公民権運動など、実際の法の改変を成し遂げることで国家の秩序変更を為し得た。それは正しさをめぐる争いにアメリカの黒人が勝利したばかりか、国家への信頼の源泉を更新したとも言える。

このように、正統性への信頼は近代国家においては主に法的な秩序をめぐって生じる。一方、ハッカーの信条は自らの主張を必ずしも法的な位置づけとして受け入れられるだけに留まらない。彼らの活動は法を超えて、あるいは少なくとも法が後追いつる形でハクティビズムの成果に接続されなければならない（後者は市民的不服従の思想に合致する）。

いずれにせよ、ハクティビズムが社会運動として、また社会変革を実践しようとするのであれば、何が人々の正統性原理に訴えるか、という観点から再検討する必要があるだろう。では正統性とはどのような原理から生じるのか。

### 3-3. 正統性の根拠

ハッカーの活動はしばしばシステムの改変に依拠した活動であるが、その活動に正統性はあ

るのだろうか。ドイツの社会学者マックス・ウェーバー（1864～1920）は、正統性を「自発的服従契機」と主張する。ハッカーの活動に正統性が認められるとするのであれば、多くの市民がハッカーの呼びかけに応じるであろう。では正統性はどこから調達されるのか。

よく知られているように、ウェーバーは支配の3類型として「合法的支配」「伝統的支配」「カリスマ的支配」を挙げた。

- ①合法的支配とは法秩序に該当するものであり、法が合法的に運用されていることをもって支配を正当化する。
- ②伝統的支配は、伝統やそれに紐付けられた権威によって正当化される。
- ③カリスマ的支配とは、法や伝統によらない、神聖さや超人的な力をもったカリスマによる支配が正当化される<sup>12)</sup>。

これら3つの支配類型は、何によって正しさ＝正当性が根拠づけられているかだけでなく、それらが人々の服従の契機になるという意味において、上記の3つは正統性の根拠ともなっている。とりわけカリスマ的支配は宗教的指導者や、戦争状態を典型とした非日常空間において強い影響力を発揮する。故にカリスマ的支配は、その後第2次大戦を前に不安定なヨーロッパ社会においては、正統性をめぐる議論が活発になされた。

いずれにせよ、ハッカーはしばしばハックの技術やそれを前提としたシステム構築を信頼する人々である。本稿が議論の対象とするハッカーの社会運動は主ハックによるポリティカルコーディング戦略だが、システムによって改革された社会を、人々は適切な手続きを踏んだと承認し得るか（合法的支配）。あるいは、ハッカーのうちの誰かカリスマの言葉を人は信頼するだろうか（カリスマ的支配）。すなわち、その試みがいかに正しくとも、その行為やシステムが人々に正統性があると確信させなければ、真の意味における改革は不可能であり、ハッカーの技術や努力は水泡に帰すことになる。

無論ハクティビズムによる社会改革といっても内容によって変革の規模は異なるが、本稿は最後にハクティビズムの実践について、ウィキリークスとカリスマ支配の観点から、およびビットコインと合法的支配の観点からそれぞれ考察したい。

## 4. ハクティビズムが抱える諸問題

### 4-1. システム構築と正統性——ビットコイン

ビットコインは前述のとおり、暗号通貨の普及によって国家権力を介すことなく、スムーズな貨幣の交流を可能にする技術である。技術そのものについては今後もその妥当性が検証されるが、ビットコインがより安全で合理的なシステムを構築したことについては、世界的な関心がそれを傍証している。

ビットコインはそのことから、有益な方法によって用いることで、世界のより合理的な発展

に貢献するとひとまず仮定しよう。しかし、多くの市民にとってはその技術的詳細は理解しがたく、2017年現在のところ、ビットコインを深く信用し利用するというよりは、新たなビジネスや先を見越した投資として利用されることが多い。

ここでウェーバーの議論に戻れば、合法的支配による正統性とは、ビットコインが法や社会の安定化につながると判断された場合において調達されるものである。世界では一部ビットコインを認める国家も現れはじめたが、世界全体ではその扱いに困惑しているところが多い。

ビットコインをハクティビズムと定義する本稿の趣旨から言えば、国家の承認を得ることなく自由に活動し、脱中央集権的な通貨システムを構築することこそが、ビットコインの思想的な勝利であろう。しかし、ビットコインの発明者を知らず、またどれほどその技術的な正当性が喧伝されようとなお、一般市民にとって法秩序の埒外にあり、国家権力の承認を受けない、いわば合法的支配の観点から疑義を呈される現状において、ビットコインが正当性を超えた正統性を世界市民レベルで獲得するには困難な課題があると言わざるをえない。

知る人ぞ知る暗号通貨、という目的であればすでに現状において目的を達成しているとも言えるが、ビットコインがシステム構築による社会改革であるとするならば、その思想は全世界の市民に共有されることが望ましい。とはいえ、仮にビットコインが世界的に普及するのであれば、それは国家権力ないし大企業の利益になると判断された場合であり、その限りにおいて国家による合法的な支配の一部にビットコインが収まることが推察される。国家の積極的な働きかけによるビットコインの普及は、その正統性を獲得し、社会を合理化するという改革としては成功するものであるが、他方中央集権型のシステムとして、国家の一部に収まることについては、オルタナティブなシステムが既存システムの法体系に吸収されるという意味において、議論の余地があるだろう<sup>13)</sup>。

ビットコインが市民的合意を得ようとするのであれば、技術的な正当性だけでなく、法や秩序の正統性＝合法性の支配が必要とされる。その場合、国家や企業の参入以外の方法は、現状では想定し難い。それでもビットコインが普及することを善と捉えることは可能な一方、権力の介入は結局のところビットコインの「脱中央集権型」という思想的な核を剥ぎ取り、代わりにブロックチェーン等の技術がビジネスを円滑化する、といった思想なき改革の危惧が残る<sup>14)</sup>。逆に言えば、ビットコインが法治国家における法の枠内に収まったとしても、脱中央集権的な思想的核が残されるような形であれば、ビットコインのハクティビズム的思想は達成されたとみてもいいだろう。

#### 4-2. カリスマによる正統性——ウィキリークス

次にウィキリークスを事例に、カリスマの支配の観点から検討したい。前述（2-2.）の通り、ウィキリークス最大の功績はリークツールのシステム構築によって、リークを手軽なものとし

たことにある。結果として不正を行う政府や政治家、企業等が告発を恐れ自浄作用を促進し、社会改革を求めるものであった。

ビットコインと同じく技術的な正当性に訴えるウィキリークスだが、ウィキリークスを承認する法的な枠組みが存在しないという意味において、合法的な支配の観点からは問題が指摘できる。無論、機密情報の公開は法的にも判断が分かれるところであり、そのために国家や企業と敵対する組織を、簡単に法的に承認することには困難が伴う。したがってリークツールの正当性を主張しても、なお多くの市民の合意を得るためには、上述の理由から不十分であると言える。

ただし、ウィキリークスの正統性調達は、システムのみならず、アサンジというカリスマの存在が挙げられる。アサンジは自らメディアに登場し、彼自身の生命の危険を抱えながら不正の告発を訴えることで喝采を浴びた。リーク内容の正当性は他メディアによる検証や世論が判断するが、リーク発表に伴いウィキリークスは世界中の大手メディアとの連携することによって、メディアとしてのお墨付きも得ていた時期もある。

ウェーバーのカリスマ的支配による正統性の調達とは、法や伝統にとらわれずにその超人的な力によって拍手喝采を浴びることで共同体の承認・信頼を得るものであった。だが技術的洗練だけでなく、そのカリスマが備わったウィキリークスを人々が信頼したかと言えば、必ずしもそうはならなかった。

ウィキリークスは2010年にアメリカの外交公電を公開することで一躍世界中から注目を浴びた。しかしその後、公開すれば生命を危険に晒しかねない関係者の名前を加工なしに公開したことで批判を浴びたこともあり、メディアとしての信用に関してはジャーナリズムの観点から賛否両論がある。特に2016年の米大統領選をめぐって、ウィキリークス＝アサンジはヒラリー・クリントンを敵視し、2016年7月には民主党全国大会委員会の内部メール等数万通を公開。同年10月にはヒラリー陣営の選挙対策委員長のメール数万通を立て続けに公開したが、その間対立候補のトランプに関するリークはなく、彼に対する言及も多くなかった。

無論、リークが集まらなければ公開できないのは当然だが、あまりの非対称的な情報公開に多くの批判が寄せられた。ウィキリークスは中立性を宣言しているものの議論は絶えない。他にもロシアがウィキリークスと関与しているといった議論など、リークツールというシステムとしてのウィキリークスの一方で、そのリーク手段に関しての批判は多い。リーク内容をウィキリークス自身が選択するというスタイルが、彼らの正しさの担保を困難にしている。

加えて、アサンジという人称性を全面に押し出した結果、アサンジの発言に注目が集まるため、結果的にカリスマへの信頼が傾けばウィキリークスそのものへの市民的信頼も困難なものとなっているのが現状である。

安定した秩序をもたらす際に獲得される合理的支配から正統性を引き出すことは、そもそも

リークサイトという性格上困難だったウィキリークスは、代わりにアサンジにカリスマ的支配による正統性を求めた。だが結果としてバランスを欠いた戦略によって市民的合意は未だ得られていないと判断される。このことは、カリスマ的支配と合法的支配の間の微妙なバランスが必要不可欠であることを知らしめる。

アサンジのカリスマ性は、常態化することで魅力を存続することが困難となった側面も指摘できるだろう。またそのワンマン的手腕には批判も寄せられ、ウィキリークス初期から活動していた組織の実質的No.2もアサンジを批判する本を出版するに至っている<sup>15)</sup>。カリスマによる人称性を全面に押し出した正統性の獲得が困難な一方で、他方ビットコインのようなシステムは、それがどれほど正当性をもっていたとしても、同様に市民の信頼を獲得するのが困難となる。すなわち、現状の代表的なハクティビズムにおいては、システムとしての正当性があったとしても、正統性の獲得にはなお困難が伴うと言える。

#### 4-3. 思想と戦略の間

ハクティビズムをひとつの思想に集約することは、ハッカーの多様化からもわかるとおり不可能であるばかりか、その活動の規模や変革すべき対象も異なる。バーロウが「サイバースペース独立宣言」で述べたような姿勢もまた、現代において再考される必要があるばかりか<sup>16)</sup>、ウィキリークスもビットコインも、その活動動機や、とりわけ後者に関しては、それがハクティビズムであるという定義にも賛否があるだろう。

とはいえ、ハクティビズムがシステム構築による社会改革を志向することは間違いなく、本稿が検討した事例にも、そのような思考が読み取れる。そしてハクティビズムがより大きな規模、より多くの市民の信頼獲得を目指すのであれば、正当性だけでなく正統性を獲得するためには戦略不足であることを本稿は指摘してきた。

問題は、高度な技術によるシステム構築だけでは、多くの人々が納得しないという点にある。ここにシステムに絶対的な信頼を持つハッカーと一般市民との差異が見いだせる。もう一点、ハクティビズムの実践が人々の信頼を獲得し、その対象規模を拡張しようとする際には、思想的な純粋性と規模の逆説が見いだせる。

ビットコインは純粋なシステムとしての正当性は確認されるが、それらをどのように信じるべきか、市民の信頼をベースにしたシステムの正統性を担保するのが困難であった。したがって、純粋な思想的構築物としてのビットコインは、いつ国家や企業による介入を許してしまうかわからない。ウィキリークスは非常時のカリスマの常時化や、アサンジの人称性に由来する行動によって、一部の支持以外はその正統性の調達が困難であった。

システムも人も、それらをどのように人々に信頼させるか、その点に課題が残る。ハクティビズムはハッカー思想に共通点が見いだせるが、システムの及ぶ範囲を拡張させようとするれば

するほど、思想と実際の戦略のバランスが必要不可欠となるだろう。

### おわりに

本稿はハッカーの思想とその行動を、正当性と正統性の観点から考察した。正統性を自発的服従契機と定義したウェーバーの主張はその後、一部の法学者などによって法の埒外から決断を断行する、決断主義による正統性の獲得といった議論にも発展している<sup>17)</sup>。人々の信頼を獲得する正統性研究は、ハクティビズムを考察する上でも今後の課題である。

思想的な活動に戦略的な視点が加わることは、必ずしも悪ではない。権力の拒否や自由な情報共有といったハッカー倫理の根源を重視する一方、市民の正統性を獲得するための方法論の模索の中で、また市民との相互作用として思想が洗練されていくことは十分に想定可能であり、それらは歓迎すべき事であろう。

いずれにせよ、現状のハクティビズムには多くの問題が指摘できる。インターネットを用いたハクティビズム活動は今後さらに増加する可能性があるからこそ、ハクティビズムと正統性に関する政治学、社会学的な分析が今後さらに必要となる。

### 注

- 1) スティーブン・レビー著、松田信子、古橋芳恵訳『ハッカーズ』、工学社、1987年、33-34ページ。
- 2) ジーマンについては、スティーブン・レビー著、齊藤隆央訳『暗号化』紀伊國屋書店、2002年。および土屋大洋『暴露の世紀』角川新書、2016年、第2章を参照。
- 3) 現在でもEFFのサイトでパーロウの宣言が読める。詳細は <http://www.eff.org/cyberspace-independence> を参照。
- 4) サイバーリバタリアニズムについては、東浩紀『情報環境論集—東浩紀コレクションS』講談社BOX、2007年。また「サイバースペース独立宣言」については高野泰「『サイバースペース独立宣言』10周年 + a : アメリカ起源のネット文化とその行方」『研究紀要』東京成徳大学、2007年。を参照。
- 5) Samuel, W. Alexandra, *Hactivism and the Future of Political Participation*, Ph. D. Dissertation. Harvard University, May10, 2006. なお原文は2004年にハーバード大学に提出された博士論文であり、これを加筆されたものが2006年にネットで公開されている。詳しくは <http://alexandrasamuel.com/dissertation> を参照。
- 6) 詳しくは佐々木俊尚『ネットVSリアル』文藝春秋、2006年。を参照。なお金子=47氏の発言は以下。「個人的な意見ですけど、P2P技術が出てきたことで著作権などの従来の概念が既に崩れはじめている時代に突入しているのだと思います。お上の圧力で規制するというのも一つの手ですが、技術的に可能であれば誰かがこの壁に穴をあけてしまって後ろに戻れなくなるはず。最終的には崩れるだけで、将来的には今とは別の著作権の概念が必要になるとと思います（後略）」（前掲書、85-86ページ）。
- 7) サトシ・ナカモトの原論文タイトルは *Bitcoin: A Peer-to-Peer Electronic Cash System* であり、以下のサイトから閲覧可能である (<https://bitcoin.org/bitcoin.pdf>)。また有志が日本語訳を公開しており、引用に際して参考にした。「日本語で読むビットコイン原論文 [by Satoshi Nakamoto]」『coincheck blog』2014年9月15日付け (<https://coincheck.com/blog/292>) を参照。



- 8) アンソニー・ギデンズ著、松尾精文、小幡正敏訳『近代とはいかなる時代か?』而立書房、1993年、50ページ。
- 9) より具体的には、裁判内容を問うものとしては「合法性」が妥当とされるが、本稿では詳細については立ち入らない。
- 10) 井上達夫「公共性とは何か」井上達夫編『公共性の法哲学』、ナカニシヤ出版、2006年、25ページ。
- 11) これに関連して、ハクティビスト集団「アノニマス」によるDDoS攻撃と呼ばれるサイバー攻撃を「市民的不服従」として認めるべきである、という主張もある。詳しくはヨハイ・ベンクラ「アノニマスの活動はテロか抗議活動か」『フォーリン・アフェアーズ・レポート』2012年5月号、フォーリン・アフェアーズ・ジャパン、2012年。を参照。
- 12) 詳しくはマックス・ウェーバー著、濱嶋朗訳『権力と支配』講談社学術文庫、2012年。を参照。
- 13) 事実、当初ビットコインを疑問視していた諸国家も、「仮想通貨」としてのビットコインの仕組みに注目しはじめた。日本では2017年4月1日に改正資金決済法（通称仮想通貨法）が施行され、法定通貨ではないものの、ビットコインをはじめとした仮想通貨が支払い手段の1つとして定義された。またイギリスでは中央銀行であるイングランド銀行が、日本では三菱UFJフィナンシャル・グループが独自の仮想通貨の発行計画を発表している。

これらはビットコインと同様の技術をもつが、結局のところ国や巨大資本を背景にした構想であり、脱中央集権化とは言い難い。
- 14) ここで述べた脱中央集権型とは、P2P技術によって中央管理コンピュータの不在を意味するのではなく、国家や市民の生活に介入する権力を指定している。
- 15) 詳細はダニエル・ドムシャイト・ベルク著、赤根洋子、森内薫訳『ウィキリークスの内幕』文藝春秋、2011年。を参照。
- 16) パーロウはサイバースペース独立宣言から10年後の2006年、インタビューに答えている。それによれば、彼は独立を目指したというよりは、アメリカに限定されない政府一般をサイバースペースに対置させている。

詳しくは高野泰、前掲書、を参照。またインタビューは John Perry Barlow, "Is Cyberspace still anti-sovereign?", *California Magazine*, 117, March/April 2006を参照。この時点からさらに10年以上を経過しており、今後もハッカー思想の研究が必要とされる。
- 17) ウェーバーに影響を受けたドイツの法学者カール・シュミット（1888～1985）は、憲法はすべての規範の前に存在する、国民主体ではない制定者の政治的意思とした「憲法制定権力」論を展開した。シュミットにとって憲法制定権力はすべての規範の上に位置しており、それは政治的な決断主義によって断行される。手続きを無視した上でシステムの刷新を図るこの極めて重要かつ、しかし危険な思想はまた、手続きと正統性に関する重要な問いを提起し、ハクティビズムが提唱するハックによるシステム刷新の思想と対比して考察する必要があるだろう。民主的正統性の手続きとしての法を重視する代わりに、カリスマや法の埒外にあるものを呼び寄せるこの思想は、一部ナチズムに援用されたこともあり、長年批判の対象とされてきた。とはいえ、シュミットの思想は今日では再検討されつつあり、各国でその研究が続けられている。